静岡県告示第373号

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年静岡県条例第55号)第5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき、知事が定める額を次のように定める。

平成31年4月16日

静岡県知事 川勝平太

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第2項及び第5条の3第 2項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層 の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,900 円	13, 285 円
20 歳以上 25 歳未満	5, 484 円	13, 285 円
25 歳以上 30 歳未満	6,010 円	14, 249 円
30 歳以上 35 歳未満	6, 389 円	17, 285 円
35 歳以上 40 歳未満	6,760 円	19,052 円
40 歳以上 45 歳未満	7,042 円	21, 399 円
45 歳以上 50 歳未満	7,086 円	23, 304 円
50 歳以上 55 歳未満	6, 913 円	25, 232 円
55 歳以上 60 歳未満	6,424 円	24,797 円
60 歳以上 65 歳未満	5, 221 円	19,769 円
65 歳以上 70 歳未満	3, 960 円	14,997 円
70 歳以上	3, 960 円	13, 285 円

附則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成31年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用する。
- 2 静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第2項及び第5条の3 第2項の規定に基づき知事が定める額(平成30年4月10日付け静岡県告示第339号)は、廃止する。
- 3 平成31年3月31日以前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる告示の平成31年4月1日以後における適用については、これらの告示中同表の中欄に掲げる額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	4,070 円	4,090 円
5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき知事が定める額		
(平成18年4月14日付け静岡県告示第503号)		
静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	4,100 円	4,120 円
5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき知事が定める額		
(平成19年4月13日付け静岡県告示第510号)		

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	4,090円	4,110円
5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき知事が定める額		
(平成20年4月11日付け静岡県告示第399号)		
静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	4,060 円	4,080 円
5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき知事が定める額		
(平成21年4月14日付け静岡県告示第452号)		
静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	4,030円	4,050 円
5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき知事が定める額		
(平成22年4月13日付け静岡県告示第381号)		
静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	3,940 円	3,960 円
5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき知事が定める額		
(平成23年5月27日付け静岡県告示第466号)		
静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	3, 950 円	3,970円
5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき知事が定める額		
(平成24年4月27日付け静岡県告示第432号)		
静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	3,950円	3,970 円
5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき知事が定める額		
(平成25年4月19日付け静岡県告示第428号)		
静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	3,930円	3,940 円
5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき知事が定める額		
(平成26年4月11日付け静岡県告示第396号)		
静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	3,930 円	3,950円
5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき知事が定める額		
(平成27年4月21日付け静岡県告示第405号)		
静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	3, 930 円	3,950円
5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき知事が定める額		
(平成28年4月19日付け静岡県告示第564号)		
静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	3,920 円	3,930 円
5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき知事が定める額		
(平成29年4月14日付け静岡県告示第365号)		
静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	3,930 円	3,940 円
5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき知事が定める額		
(平成30年4月10日付け静岡県告示第339号)		